

令和5年度
西宮市社会福祉審議会
総会会議録

□開催日時 令和5年4月27日（木）午後3時～

□開催場所 西宮市議会4号委員会室

□出席者

- ・委員：・大江委員・上月委員・才村委員・松端委員・道中委員
- ・荒巻委員・梅村委員・樫原委員・北岡委員・貴山委員
- ・古結委員・清水委員・瀧野委員・仲佐委員・福田委員
- ・毎田委員・水田委員・山中委員・うえだ委員・大原委員
- ・かみたに委員・澁谷委員・福井委員・宮本委員

[欠席：・梓川委員・曾田委員・藤原委員・梶委員・原田委員]

- ・事務局：・町田健康福祉局長・伊藤こども支援局長・岩田福祉総括室長
胡重福祉部長・小島子供支援総括室長・山本地域共生推進課長

〔午後3時02分 開会〕

○事務局 本日は、大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから西宮市社会福祉審議会を開会します。

私は、西宮市地域共生推進課長です。どうぞよろしく申し上げます。

委員長選出までの間、事務局のほうで議事進行を務めさせていただきます。ご了承ください。

議事に先立ちまして、健康福祉局長よりご挨拶を申し上げます。

○健康福祉局長 西宮市社会福祉審議会の開催に際しまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本日、審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃より、本市福祉行政のみならず、市政各般にわたりましてご理解・ご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本市では、「未来を拓く 文教住宅都市・西宮」を第5次西宮市総合計画の都市目標として定め、子育て支援、高齢者福祉、障害のある人の福祉の充実に努めています。本審議会は、これらの社会福祉に関する事項を、社会福祉法に基づき、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会など4つの分科会を設けまして、それぞれの事項に関してご審議、調査などをお願いしているところです。

委員の皆様におかれましては、各専門分科会におきましてそれぞれの立場から忌

憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、私からの開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局 次に、委員の委嘱状ですが、本来ならば委員の皆様に市長よりお渡しするところではありますが、お手元の封筒の中に令和5年4月1日付の委嘱状を入れてありますので、ご確認をお願いします。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。私のほうからお名前を申し上げますので、恐れ入りますが、ご自席でご起立いただきたいと思います。

〔委員紹介〕

また、臨時委員につきましては、お配りしています資料No.1の「西宮市社会福祉審議会の概要」のとおり、19名の方が委嘱されていますことをご報告申し上げます。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

〔事務局職員紹介〕

本日の審議会は、委員総数29名のうち出席委員24名で、出席委員数が会議開催の要件である半数以上に達していますので、西宮市附属機関条例第3条第5項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次第(4)の西宮市社会福祉審議会の概要について説明します。事前にお配りしています資料No.1をご覧ください。

まず、2ページの「西宮市社会福祉審議会の概要」の1の「設置趣旨」ですが、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査・審議するため、本市の附属機関としてこの審議会を設置しています。

次の2、「委員」についてですが、社会福祉審議会の委員は、社会福祉法において、学識経験者、社会福祉事業に従事する者及び議会の議員で構成すること、また、西宮市附属機関条例により、その人数は50人以内と規定されており、委員の任期については3年としています。

次に、3の「西宮市社会福祉審議会組織図」をご覧ください。当審議会は、委員及び臨時委員で構成されており、本市の場合、29名の方に委員を、19名の方に臨時委員をお願いしています。

また、社会福祉審議会には4つの専門分科会を設置しています。この図の右側をご覧ください。上から、民生委員の適否の審査に関する事項を調査・審議するための「民生委員審査専門分科会」、身体障害者の福祉に関する事項を調査・審議するための「身体障害者福祉専門分科会」、児童の福祉に関する事項を調査・審議するための「児童福祉専門分科会」、高齢者の福祉に関する事項を調査・審議するための「高齢者福祉専門分科会」となります。なお、社会福祉法施行令第3条第1項により、身体障害者福祉専門分科会の委員及び臨時委員で構成される「身体障害者審査部会」を設け、身体障害者の障害程度の審査に関して調査・審議していただきます。各専門分科会の委員及び臨時委員の数につきましては、ここに記載のとおりです。

次の3ページの4に総会及び専門分科会の概要として、それぞれの審議事項等を

表にしています。審議事項や委員数については先ほど説明したとおりです。

また、表の右側にそれぞれの会議について市の所管課を記載しています。総会と民生委員審査専門分科会は地域共生推進課、身体障害者福祉専門分科会及び審査部会は障害福祉課、児童福祉専門分科会は子供支援総務課、高齢者福祉専門分科会は高齢介護課がそれぞれ所管することとなっています。

なお、本審議会は原則公開とさせていただいていますが、民生委員審査専門分科会及び身体障害者審査部会については、審議内容が個人の情報に関わるため、非公開としています。

次に、4ページからは、審議会の開催状況について、令和2年度から4年度の3年間の開催状況を記載しています。

民生委員審査専門分科会では、民生委員の適否についての審議・答申と民生委員候補者一斉改選の審査を行っていただきました。

4ページの下身体障害者福祉専門分科会では、審査部会で行っている身体障害者手帳に関する議題などを審議いただきました。

5ページの児童福祉専門分科会では、子ども・子育て支援プランの評価に関することや、子ども家庭総合支援拠点の設置についてなどを議題として審議いただきました。

5ページの下の高齢者福祉専門分科会では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関することや、保健事業と介護予防の一体的実施についてなどを議題として審議いただきました。

6ページの審査部会では、身体障害者手帳の申請にかかる案件などについて審議いただきました。

開催状況は以上ですが、委員の皆様には、記載しています施策等に対する個別事項の調査・審議や、法で定められている民生委員の適否の審査、身体障害者の障害程度の審査をお願いすることになります。

社会福祉審議会の概要については以上です。

続いて、資料No.2をご覧ください。

資料No.1でご説明しました内容に関する関係法令を記載しています。こちらは、社会福祉審議会設置の根拠法令や、委員の選任、委員の任期に関する内容などといった内容について記載していますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

社会福祉審議会の概要については以上で説明を終わります。

次に、次第(5)の「審議事項」①、当審議会の委員長の選出に入ります。

委員長選出にあたっては、社会福祉法第10条及び西宮市附属機関条例第3条第1項の規定により、委員の互選により選出することになっていますので、委員の皆様に出選をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

○委員 前回、●●委員に職務代理をお願いしていたと思います。今回はぜひとも委員長をお願いしたいと思いますので、推薦したいと思います。

○事務局 ●●委員から●●委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

〔拍手起こる〕

○事務局 それでは、当審議会の委員長は●●委員に決定させていただきます。

委員長が決まりましたので、これからの議事進行は●●委員長にお願いしたいと思います。

●●委員長には、委員長席にお移りいただき、会議の進行をお願いします。

○委員長 本日ご参会の皆様からお許しをいただきまして、西宮市社会福祉審議会の委員長に就任させていただき、まことにありがとうございました。どうぞよろしくをお願いします。

さて、新年度も4月の終盤になりました。この4月には選挙がいろいろありまして、この期間中には、各政党を問わず、また、予算の裏づけは別として、子育て支援、子供政策が大きく議論されました。過去にこういう時期はなかったと思います。この背景には、この1年間で出生した子供の数が80万人を割ったと発表されたことがあります。これは大変なことで、1990年に1.57ショックがありました。女性が一生に産む子供の数が1.57人という非常にショッキングな数字でした。それから約30年間、官民挙げて子育て支援、エンゼルプラン、男女共同参画など、たくさんの施策を打ってきましたが、残念ながら、多くのミスマッチがあったりして、それが必ずしも十分でなかったことがはっきりしてしまいました。このままでいけば、2070年には日本の人口は江戸時代並みの8,700万人になるとも言われていまして、これからの我が国の社会は活力が失われていくようになります。

出生数が80万人を切りますと、産業・経済をはじめ、雇用、労働、教育、そして、保健、福祉、医療、行政など、あらゆる領域で大変な事態が起きる、既に起きつつありますし、社会保障の制度設計を根幹から揺るがしかねない事態になります。現在の政権も、そこに非常に危機感を持って、この子供・子育て政策を一丁目一番地として、大綱に盛り込む動きになって、かつてなきような大きな異次元の政策を展開すると言っています。このように、各般にわたる影響が非常に大きい少子化がさらに加速することのないように取り組んでいくために、この10年が正念場になってきます。

国政レベルの政策について基礎自治体に取り組むにはおのずと限界もあると思いますが、社会福祉に関しても議論を尽くして、より適切でよりよい答申を行うことが本審議会の趣旨であろうと思います。どうぞこの会の進行がスムーズにいきますように、皆様のご協力を賜りますようお願いしまして、簡単ではありますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは議事を進めます。

まず、傍聴者ですが、希望される方はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴希望者はおられません。

○委員長 それでは、次第に従いまして、審議事項②の委員長職務代理者の指名に入りたいと思います。

委員長職務代理者の指名については、西宮市附属機関条例第3条第3項及び第32条第3項の規定により、委員長があらかじめ指名することになっています。

私としては、●●委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔拍手起こる〕

○委員長 拍手で賛意を表していただきまして、ありがとうございます。

それでは、委員長職務代理者には●●委員にご就任いただきます。

●●委員からご挨拶をちょうだいしたいと思います。

○職務代理者 先ほど委員長からもお話がありましたが、少子化に歯止めがかかっていませんが、県内でしたら明石市がけっこう積極的な政策をとって、出生数が維持されたり子供の数が増えたりしています。各自治体においてどのような政策をとるかによって、実際に市民の生活の質がかなり変わると思います。そういう意味では、よりよい議論ができて、いい政策の提言ができればと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 次に、審議事項③の専門分科会委員及び臨時委員の指名です。

先ほど事務局から審議会の概要説明がありましたように、本審議会には4つの専門分科会を設置しています。この分科会に属する委員は、社会福祉法施行令第2条第1項、西宮市社会福祉審議会規則第2条第2項により、委員長が指名することとなっていますので、私から指名させていただきます。

お名前を読み上げる前に、各分科会の名簿を配付します。

[専門分科会委員・臨時委員名簿配付]

○委員長 まず、民生委員審査専門分科会の委員の方々から指名します。●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、私を含めて以上7名の方々をお願いしたいと思います。

次に、身体障害者福祉専門分科会の委員の方々を指名します。●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、以上5名の方々をお願いします。

次に、児童福祉専門分科会の委員の方々を指名します。●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、以上8名の方々をお願いします。

次に、高齢者福祉専門分科会の委員の方々を指名します。●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、以上10名の方々をお願いします。

次に、高齢者福祉専門分科会の臨時委員を指名します。●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、以上8名の方々をお願いします。

続いて、審議事項④の身体障害者福祉専門分科会に設けています審査部会の所属委員及び臨時委員の指名についてです。

こちら社会福祉法施行令第3条で義務づけられているもので、所属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから委員長が指名することとなっています。

まず、委員から指名します。委員は、身体障害者福祉専門分科会の委員であり、医師であります●●委員を指名します。

次に、臨時委員を指名します。●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、以上11名を指名します。

本日の会議には臨時委員の先生方にはご出席いただいていませんので、後日、審

査部会長の選出等をお願いすることとします。

以上で本日の総会における審議事項は終了しました。

この後、次第2の専門分科会に移らせていただき、専門分科会長の選出や専門分科会の運営方針について協議していただくことになります。

専門分科会長の選出については、西宮市社会福祉審議会規則第3条第1項により、各専門分科会に所属する委員の互選で決定することになっています。したがって、ここからは専門分科会ごとにそれぞれの会場に分かれて協議していただくことになりますので、事務局よりご案内申し上げます。

○事務局 お手数をおかけしますが、会場を移っていただきます。各専門分科会ごとに委員の方々の名前をお呼びしますので、名前を呼ばれましたら、所管課の課長と移動いただきますようお願いいたします。

〔午後3時32分 閉会〕